

## 戸籍証明書等の請求書（郵送用）

本 籍	高知県安芸郡安田町大字	番地	
筆頭者氏名	(亡くなくても筆頭者は変わりません)		
必要な書類	戸籍謄本(全部事項証明)	通	誰の証明が必要ですか 名 前( ) 生年月日(      年      月      日生)
	戸籍抄本(個人事項証明)	通	
	除籍謄本・抄本	通	
	改製原戸籍	通	どんな内容が必要ですか 例)〇〇の出生から死亡まで
	身分証明書	通	
	戸籍の附票 全部・一部	通	
請求の理由 (具体的に)  あてはまる ものに☑を してください	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 戸籍届出(      届) <input type="checkbox"/> 相続(誰の      ) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他→ (      ) <input type="checkbox"/> 最近戸籍の届出をされましたか?(      月      日      届を      役場に提出)		
請求者  あてはまる ものに☑を してください	住 所		
	氏 名	(印)	生年月日      年      月      日
	☎	(昼間 8:30～17:15 に連絡の取れる電話番号)	
	必要な方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母や祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子や孫)	

### ～ 本人確認を行ないます ～

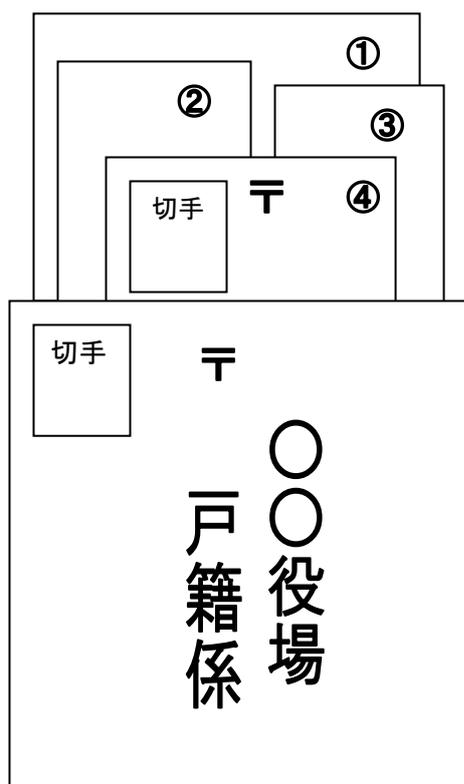
免許証や保険証など本人確認ができる書類のコピーを同封してください。

● 手数料について

- 戸籍謄本・抄本(全部事項証明・個人事項証明・一部事項証明)……………1 通 450円
  - 除籍謄本・抄本、改製原戸籍……………1 通 750円
  - 戸籍の附票、身分証明……………1 通 350円
- (市町村により異なる場合がありますので、事前に請求する市町村役場にご確認ください)

裏面の注意事項をよくお読みのうえ、ご請求ください。

## 郵送による戸籍等の請求方法について



次の①、②、③、④をそろえてご請求ください。

### ① 請求書

表面の様式をご利用ください。

### ② 手数料

郵便局発行の「定額小為替」をご利用ください。  
切手ではお受けできません。

### ③ 本人確認の書類(写し)

免許証や保険証など本人確認のできる書類の写し。

### ④ 返信用封筒

あなたの住所、氏名を書いて切手を貼ってください。  
お急ぎの場合は速達料金を貼ってください。  
何通も請求される場合は、切手を余分に入れておいてください。**注：現住所以外への返送はできません。**

### 【お願い】

- 郵送請求の場合、地域によって異なりますが、配達の日数と市区町村役場の処理日数で約1週間ほどかかりますので、余裕をもってご請求してください。
- 代理人が請求する場合は、委任状(代理権限が確認できる書類など)が必要です。
- 必要な戸籍と請求者との関係が安田町の戸籍でわからない場合は、関係のわかるコピーを添付して下さい。
- 相続手続きなどで、どのような戸籍が必要かご不明な場合は、提出先(金融機関など)にご確認のうえご請求ください。
- 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、過料に処されます。
- 戸籍が改製(安田町は平成22年12月18日に電算化)され、現在の戸籍では必要事項が記載されていない場合があります。その場合、改製前の戸籍(改製原戸籍)をご請求していただくようになります。
- ご不明な点が、ございましたら、住所地又は請求先である本籍地の市区町村役場においてお問い合わせください。(相続などでどのような戸籍が必要か不明な場合は、提出先に確認のうえお問い合わせいただきますようお願いいたします。)

《問い合わせ先》

〒781-6721

高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

安田町役場町民生活課 戸籍係

☎ 0887-38-6712 (直)